

高畑町周辺地区の整備に係る住民監査請求の結果について

1 請求事案の概要

(1) 請求書の提出日 平成30年9月14日

(2) 請求の趣旨

ア 奈良県知事に対して、奈良市高畑町1184番1の土地（以下「本件土地」という。）内に宿泊施設、飲食施設等の便益施設（以下「本件便益施設」という。）を設置することを許容する都市公園法第5条第1項の公園施設の設置許可手続を止めることを求める。

イ 奈良県知事に対して、本件土地の現状変更行為を伴う本件便益施設の設置及び管理運用に関連する民間業者との間の協定、契約等の締結及びその履行を止めることを求める。

ウ 奈良県知事に対して、本件土地の現状変更行為を伴う本件事業計画の立案及びその実行に関連して支出される奈良県（以下「県」という。）の公金支出一切を止めることを求める。

2 監査の結果

(1) 監査結果の通知日 平成30年11月9日

(2) 監査結果

本件住民監査請求に係る措置要求は、理由のないものとして棄却する。（一部を却下）

(3) 理由等

本件事業計画に関連して支出される県の公金支出に関して、県の一連の行為に特に違法性又は不当性は認められないため、請求人が求める措置である県の公金支出を止めることの理由は認められない。

なお、奈良県知事に対して、本件土地内に本件便益施設を設置することを許容する都市公園法の許可手続を止めることを求める旨の請求及び本件便益施設の設置及び管理運用に関連する民間業者との間の協定等の締結及びその履行を止めることを求める旨の請求については、要件を満たしていないものとして却下となった。